

国保・高齢者医療だより

11月は『ちば国保月間』です！

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるように助けあう制度です。

皆さまの健康を守るための大切な制度である『国民健康保険』へのご理解と『国民健康保険税』の納期限内納付にご協力をお願いいたします。

整骨院や接骨院での柔道整

復師が行う施術について

保険診療の『対象となる

場合』と『対象とならない

場合』があります。施術を

受けるときは、負傷原因を

正確に伝え、国民健康保険

が適用できるか正しく理解

した上で、施術を受けまし

よう。

◆保険証が利用できるとき

・外傷性のねんざ、打撲（ス

ポーツでのねんざ等）

・医師の同意がある場合の

骨折・脱臼の施術

・応急処置で行う骨折、脱

臼の施術（応急手当後の

施術には医師の同意が必

要）

◆保険証が利用できないとき

・日常生活における単純な

疲労や肩こり、腰痛、体

調不良等

・病気（神経痛・リウマチ

・五十肩、関節炎、ヘル

ニア等）による凝りや痛

み

・脳疾患による後遺症等の

慢性病

・症状の改善が見られない

長期の施術（応急処置を

除く）

・スポーツなどによる肉体

疲労改善のための施術

・仕事中や通勤途中に起き

た負傷（労災保険からの

給付）

◆施術を受ける時の注意点

・負傷原因を正確に伝えて

ください。（いつ・どこ

で・何をして・どんな症

状であるか）

・病院での治療と重複はで

きません。（同一負傷につ

いて、同時期に整形外科

の治療と重複した場合、

原則として柔道整復師の

施術料は全額自己負担）

・施術が長期にわたる場合

は、医師の診断を受けて

ください。（内科的要因

も考えられる）

・被保険者証を使って施術

を受ける場合は、「療養

費支給申請書」に署名が

必要となります。療養費

支給申請書の内容は、よ

く確認して自分で署名ま

たは捺印してください。

（負傷原因、負傷名、日

数、金額等の確認）

・領収書は、必ずもらって

ください。（金額等の確

認や医療費控除を受ける

際にも必要）

医療費適正化のために

医療費は年々増加傾向あ

り、このまま医療費が増え

続ければ、加入している皆

さんの国民健康保険税の負

担が今以上に重くなるこ

とになりかねません。まず

は、医療費に関心を持ち、

適切な受診にご協力をお願

いします。

なお、受診内容調査の為、

文書等により負傷原因・施

術年月日・施術内容などに

ついてお問い合わせするこ

とがありますので、ご留意

ください。



国民健康保険に関するお
問い合わせは、町民課国
保年金係 ☎ 2113 へ
お願いします。